

令和7年度レッツスタディー！ウチナーネットワーク事業 委託業務企画提案応募要領

1 事業目的

本事業は、「沖縄県系移民の歴史」や「世界のウチナーンチュの日」等に関する学習の機会を提供することで、世界各地に広がる世界のウチナーネットワークの更なる継承と発展を図ることを目的としている。

2 委託業務の内容

- ① 内 容：令和7年度レッツスタディー！ウチナーネットワーク事業委託業務仕様書参照
- ② 実施日：契約の日～令和8年2月27日
- ③ 契約方法：企画コンペにより委託業者を選定した上で随意契約

3 契約期間

契約日～令和8年2月27日

4 事業予算額

9,270,000円（税込）

※上記金額を上限として提案すること。

5 応募資格

次に挙げる要件をすべて満たす者であること。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- ② 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）に該当する者でないこと及び暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- ③ 「世界のウチナーネットワーク」に関する業務委託実績及びこれに係るノウハウを有すること。
- ④ 県内に主たる事業所を有し、業務進捗状況や業務内容等に関する打ち合わせに円滑に対応できる体制を有すること。
- ⑤ 今回の委託業務を実施するため、正・副2人以上の専任担当者を割り当て、十分な遂行体制がとれること。
- ⑥ 応募は、共同企業体でも可とし、この場合の要件は以下のとおりする。
 - ア. 共同企業体を代表する事業者が応募行うこと。
 - イ. 共同企業体を構成する全ての事業者が、応募資格①及び②の要件を満たす者であること。
 - ウ. 共同企業体を構成する事業者のいずれかが、応募資格③、④、⑤、の要件を満たす者であること。
- ⑦ 法人税、県税及び市町村税を滞納していないこと。

6 応募方法

以下の書類を8部（正本1部、副本7部）作成し、令和7年5月15日（木）正午までに持参又は郵送（必着／配達記録が分かる方法に限る）で提出すること。

- ① 企画提案応募申請書：様式1
- ② 会社概要表：様式2
- ③ 実績書：様式3
- ④ 企画提案書：様式任意（原則としてA4横、左上1カ所留めとする。）
- ⑤ 積算書：様式4
- ⑥ 作業スケジュール表：様式任意
- ⑦ 執行体制：様式任意
- ⑧ 誓約書：様式6
- ⑨ 共同企業体協定書（共同企業体の場合のみ）：任意様式
※共同企業体の場合、「(2) 会社概要表」「(8) 誓約書」について、構成員毎に作成すること。
- ⑩ 提案者に関する資料（共同企業体の場合、構成員分全て）
 - ・定款又は寄附行為（法人格を有しない場合は、運営規約に相当するもの）
 - ・直近3事業年度の決算報告書（貸借対照表、損益計算書等）又はこれに類する書類
 - ・直近3年間の法人事業税及び法人県民税について滞納がないことを証明する書類
 - ・履歴事項全部証明書

7 選考方法

1次審査として書類審査を行い、応募者の中から3者程度を選定し、2次審査として県に設置する企画審査委員会においてプレゼンテーションを行い、委託業者を決定する。応募者が3者以下の場合、1次審査を通過した全応募者プレゼンテーションを行うこととする。

2次審査においては、提出した企画提案書等について説明することとし、資料の追加及びパソコンやタブレット、プロジェクター等の機器の使用は認めない。

詳細は、1次審査選考結果の通知の際に連絡する。

8 企画審査の内容

審査においては、以下の評価基準に基づいて総合的な評価を行う。

- (1) 適合性（事業の趣旨と企画提案のコンセプトが合致していること）
- (2) 実行性（確実かつ円滑に委託業務を遂行できる能力・体制等を有していること）
- (3) 具体性（提案された内容が具体的かつ効果的であること）
- (4) 妥当性（事業を遂行するにあたり妥当な積算であること）
- (5) 総合評価

9 スケジュール（予定）

- ① 企画提案書質問受付締切：令和7年5月9日（金）正午まで
- ② 企画提案書質問回答：令和7年5月12日（月）までに県HPに掲載

- ③ 企画提案書提出期限 : 令和 7 年 5 月 15 日 (木) 正午まで
- ④ 企画審査 (プレゼン) : 令和 7 年 5 月 21 日 (水) 午後 予定
- ⑤ 委託契約締結 : 令和 7 年 5 月下旬

10 問い合わせ・書類提出先

〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎 1 丁目 2 番 2 号 (沖縄県庁 5 階)
沖縄県文化観光スポーツ部 交流推進課 知念
T E L : 098-866-2479 F A X : 098-866-2960
E-mail: chinenn@pref.okinawa.lg.jp
aa082400@pref.okinawa.lg.jp

11 その他留意事項

- ① 書類提出にあたって使用する言語及び通貨は、日本国及び日本国通貨とする。
- ② 企画提案書の作成にかかる経費は、各社負担とする。
- ③ 提出された企画提案書は、原則として返却しない。
- ④ 質問等については、公平性を期し、誤回答等を防ぐため、メールによる質問 (様式 5 による) のみ受け付ける。なお、質問者の会社・氏名等は公表しない。2 次審査結果通知は 5 月下旬を目処に各応募者あてメールで行う。
- ⑤ 提出された提案書、審査内容、審査経過については公表しない。
- ⑥ 契約締結の際は、契約保証金として契約額の 100 分の 10 以上の額を契約締結前に納付する必要がある。ただし、沖縄県財務規則第 101 条第 2 項の各号 (下記条文 (抜粋) 参照) のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部または一部の納付を免除することができる。
- ⑦ 採用された企画提案書等については、実施段階において予算や諸事情を勘案し、協議により変更することがある。
- ⑧ 事業終了時には、証憑を検査し実際に要した額を確定した後、その支出した額を契約額の範囲内で支払う。なお、契約締結後、委託費の一部について概算払請求を行うことができる。

〈沖縄県財務規則〉 9 (9) その他留意事項関連

第 101 条 令第 167 条の 16 第 1 項の規定による契約保証金の率は、契約金額 (長期継続契約に係る入札にあつては、当該契約金額を契約期間の月数で除して得た額に 12 を乗じて得た額) の 100 分の 10 以上とする。

- 2 前項の契約保証金は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その全部又は一部の納付を免除することができる。
 - (1) 契約の相手が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
 - (2) 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令 (昭和 22 年勅令第 165 号) 第 100 条の 3 第 2 号の規定により財務大臣が指定する金融機関と工事履行保証契約を締結したとき。
 - (3) 契約の相手方が国 (独立行政法人、公社及び公団を含む。) 又は地方公共団体と種類及び

規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去2箇年の間に履行期限が到来した二以上の契約を全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

- (4) 法令に基づき延納が認められるときにおいて確実な担保が提供されるとき。
- (5) 物品を売り払う契約を締結する場合において、売払代金が即納されるとき。
- (6) 随意契約を締結する場合において、契約金額が小額であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。
- (7) 国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）若しくは他の地方公共団体と契約をするとき又は公共的団体等と随意契約（公益を目的としたものに限る。）を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。
- (8) 電気、ガス、水の供給若しくは公共放送等の受信等公益独占事業に係る契約又は主務大臣が認可した契約約款に基づく契約若しくは国が指定した相手方と契約を締結するとき。
- (9) 不動産の買入れ又は不動産若しくは物品の借入れ若しくは交換に係る契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。
- (10) 県の業務に係る放送、広告、調査、研究、計算、鑑定、評価、訴訟等を随意契約で委託する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。
- (11) 資金を貸付ける契約、預金契約、寄付に係る契約、運送契約及び雇用契約を締結する場合において、その性質上必要がないと認められるとき。
- (12) 美術品の買入れに係る随意契約を締結する場合において、当該美術品の事前審査から納品までの間、県がこれを保管し、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。
- (13) 令第167条の2第1項第5号に掲げる場合に該当する随意契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。
- (14) 建設工事に係る契約を締結する場合において、契約金額が1件500万円未満であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。